

教職員の働き方改革を求める意見書

授業だけでなく幅広い業務を担っている教員が子どもと向き合える時間を十分に確保するためには、学校教育現場において、教員が本来担うべき業務に専念できる環境を整備し、「長時間労働という働き方の改善」が必要である。

文部科学省が公表した教職員の授業及びその準備作業並びに部活動指導等に関する勤務時間調査の「平成28年度教員勤務実態調査（速報値）」によれば、10年前の調査と比較して、教員の勤務時間は増加しているとともに、小学校で33.5%、中学校では57.7%の教員が、いわゆる過労死ラインといわれる月80時間以上の超過勤務をしている実態が明らかになった。

学校教育現場においては、更なる教育の質の向上や諸課題への対応が求められており、教員の業務負担軽減は、喫緊の課題である。

京都府では、これまでから「まなび・生活アドバイザー」やスクールカウンセラー等を学校に配置し、多様な専門性を持つ人材と連携・分担するチーム体制の整備を進めているとともに、本年4月には、「教職員の働き方改革推進本部」を設置し、教育課題に的確に対応した教職員の負担を軽減する方策の検討に着手している。

については、国におかれては、教育環境充実のための教員定数の改善やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の配置拡充、事務業務の改善を進めるとともに、これらに係る財源を確保し、教員の働き方改革を推進するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月4日

衆議院議長	大 島 理 森 殿
参議院議長	伊 達 忠 一 殿
内閣総理大臣	安 倍 晋 三 殿
財務大臣	麻 生 太 郎 殿
総務大臣	高 市 早 苗 殿
文部科学大臣	松 野 博 一 殿
内閣官房長官	菅 義 偉 殿

京都府議会議長 村 田 正 治